

質 疑 回 答 書 2

令和8年9月25日

業務名： R8 年度 意東地区不明水スクリーニング調査業務委託

上記業務に関する質疑について、下記のとおり回答します。

No	質 疑	回 答
1	公告 P2、8. 提出書類、③配置予定技術者届出書について 配置予定技術者届出書の【注意事項】①において、「在籍出向者、派遣社員については直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいたしません。」と記載されております。 しかし、国土交通省【企業集団制度について】では、令和6年4月1日より制度変更があり、「3ヶ月後等配置可能型」について下記を記載されています。 「一の親会社とその連結子会社からなる企業集団内において、親子間または連結子会社間の在籍出向者を監理技術者等として置くことができる。」(添付 PDF. P2. 【企業集団制度の概要】より抜粋) つきましては、本業務において、「配置予定主任技術者」及び「配置予定担当技術者」として、親子間または連結子会社間の在籍出向者配置の可否について、ご教示ください。 また、在籍出向者配置を可能とする場合、公告P2、8. 提出書類、⑤の雇用関係にあることを証明する書類については、「ア. 所属会社の雇用証明書」で良いか、ご教示ください	国不建技第291号令和6年3月26日付国土交通省不動産・建設経済局建設業課長発「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」を準用することとします。 また、提出書類については、1. 企業集団内の出向社員に係る監理技術者等として配置する場合(3ヶ月後等配置可能型)(2)配置可能であることの確認にある書類を準用することとします。

注)

1. 質疑内容は、各質疑書の記載をそのまま掲載しています。
2. 回答内容は、業務仕様書と同様に契約図書の一部となります。